

## 令和 7 年度宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

### 1 国庫補助額変更額

令和 7 年 3 月 27 日認定額（令和 6 年度第 3 回活性化協議会）

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計	
ミヤコーバス	49,830	千円	40,826	千円	90,656	千円
宮城交通	3,855	千円	5,002	千円	8,857	千円
計	53,685	千円	45,828	千円	99,513	千円

今回認定額（軽微な変更）

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計		増減額（幹線）		増減額（車両）		計		変動率
ミヤコーバス	49,819	千円	40,886	千円	90,705	千円	-11	千円	60	千円	49	千円	100.1%
宮城交通	3,855	千円	5,002	千円	8,857	千円	0	千円	0	千円	0	千円	100.0%
計	53,674	千円	45,888	千円	99,562	千円	-11	千円	60	千円	49	千円	

主要な変更箇所については別紙資料のとおり。

### 2 変更内容

#### ミヤコーバス

- (1) 色麻線について、令和 7 年 4 月 1 日からダイヤの効率化を目的として、土休日に運行している大崎市民病院を経由する便を廃止し、全て市民病院を経由しない系統（色麻町役場～塙目～古川駅前）に統一したため、計画実車走行キロが減少し、計画額が減額となったもの。

主な修正箇所	修正後	修正前
色麻線（補助額）	5,379 千円 (▲11 千円)	5,390 千円

- (2) 車両減価償却費補助金の対象車両 No. 32 について、計画額に誤りがあり修正を行ったもの。

【参考】

上記2は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」2(1)ア「地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について」に基づく「軽微な変更」にあたり、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱っている。

(軽微な変更)

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減